

毎月5日発行

Monthly

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488 FAX0263-34-0054

第 151 号

障害者雇用の取組みが優良な 中小企業への認定制度について

◆認定マークの愛称とデザインが決定

今年4月に改正障害者雇用促進法が 施行され、障害者雇用に関する優良な中 小企業への認定制度(もにす認定制度) が新たに創設されました。厚生労働省は、 公募によって決定した障害者雇用優良 中小事業主認定マーク (愛称:もにす) のデザインを公表しました。



このロゴマークは、障害者を企業が丸 く優しく包み込み、多様性を受け入れ、 「共に社会貢献をしていこう!」という 前向きな想いを表したキャラクターで、 「もにす」という愛称は、共に進む(と もにすすむ)という言葉と、企業と障害 者が共に明るい未来や社会に進んでい くことを期待して名付けられました。

◆認定事業主になるには?

障害者雇用に関する優良な中小企業 への認定制度は、ポイント制で実施され、 下記の要件を満たす中小企業(常時雇用 する労働者が300人以下の事業主)が優 良な事業主として認定されます。

① 障害者雇用への取組みなどの認定 基準(※)に基づき、50点中20点

以上であること

- 雇用率制度の対象障害者を法定雇 2 用障害者数以上雇用していること
- (3) 指定就労支援A型の利用者を除き、 雇用率制度の対象障害者を1名以 上雇用していること
- 障害者雇用促進法および同法に基 づく命令その他関係法令に違反す る重大な事実がないことなど
 - ※認定基準は、厚生労働省ホームペー ジに掲載されている「障害者雇用に 関する優良な中小事業主に対する 認定制度申請マニュアル(事業主向 け) / をご確認ください。

また、認定事業主になるための手続 きや様式、必要書類は、厚生労働省 ホームページに掲載されています。

◆認定のメリット

厚生労働大臣から認定を受けた企業 は、認定マークを商品、広告、求人票、 名刺、書類などに表示することができ、 障害者の雇用の促進・安定に関する取組 みが優良な企業であることを採用活動 や取引先等にアピールすることができ ます。また、日本政策金融公庫の低利融 資の対象となることや、公共調達で有利 になることなども期待できます。

◆法定雇用率の引き上げ

来年3月末までには、民間企業の法定雇 用率が 2.2% から 2.3% に引き上げられ、 常用雇用で働いている労働者が 43.5 人 以上の企業に対し、1人の障害者を雇用 する必要があります。